

報告第1号

委任専決処分をしたものについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月28日提出

養父市長 広瀬 栄

専決番号	専決年月日	専決事項	内容等
第5号	令和3年12月28日	損害賠償の額を定め和解することについて	(内容) 令和3年8月4日、養父市尾崎548番地先で発生した公用車の事故についての物的損害 (損害賠償の額) 9,443円 (過失割合) 市 100% 相手方 0% (相手方) 豊岡市幸町10番3号 国土交通省近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所